#### 協会概要

**名 称** 一般社団法人日本資金決済業協会

Japan Payment Service Association

**所在地** 〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目8番11号 飛栄九段ビル7階 TEL: 03-6272-9255

**目 的** 資金決済法に基づき、資金決済業の適切な実施を確保し、ならびにこれらの健全な 発展および利用者の利益の保護に資することを目的としています。

**沿 革** 平成24年7月 一般社団法人日本資金決済業協会へ移行

平成22年4月 社団法人日本資金決済業協会へ移行・名称変更

(資金決済に関する法律第87条による認定資金決済事業者協会)

平成22年4月 「資金決済に関する法律」施行 平成21年6月 「資金決済に関する法律」公布

平成6年11月 社団法人前払式証票発行協会 設立認可 平成2年10月 「前払式証票の規制等に関する法律」施行 平成元年12月 「前払式証票の規制等に関する法律」公布



〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目8番11号 飛栄九段ビル7階 **TEL O3-6272-9255 URL https://www.s-kessai.jp** 午前9時30分~午後5時30分(土・日・祝・休日、年末、年始を除く)

#### 一般社団法人日本資金決済業協会

## 協会のご案内



Japan Payment Service Association

## 日本資金決済業協会は資金決済業 「前払式支払手段の発行の業務及び資金移動業」の 健全な発展と利用者の利益の保護を図ることを 目的とした「自主規制団体」です。

コンビニで

お金を受け取り

会員

内閣総理大臣から認定を受けた 認定資金決済事業者協会として、 その実効性を確保するために、 次のような業務を行っています。

## 資金決済業の健全な発展

取引の適正化利用者の利益の保護

自主規制の制定

資金決済法は、前払式支払手段の発行の業務および資金移動業の健全な発展と利用者の利益の保護を図るため、法律による規制とともに自主規制など自主的取組みを推進することとしています。当協会はその実効性を確保するための役割を担っており、安心・安全で魅力的な前払式支払手段および資金移動サービスを開発する環境づくりなどへの期待も寄せられております。

利用者

スマートフォンアプリで

海外に送金

#### 5 利用者の利益の保護

資金決済法に基づき、会員が 発行する前払式支払手段の情報 提供事項の一部を協会ウェブサイトで周知しています。その他、 前払式支払手段の払戻しに関す る情報など、利用者に役立つ情報を提供しています。

#### 6 裁判外紛争解決制度 (金融ADR)への対応

資金移動業者は資金移動業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければなりません。

認定資金決済事業者協会である当協会は、金融ADRに対応しており、協会と三弁護士会の協定を利用して苦情処理、紛争解決を図ることができます。

#### 自主規制の制定・指導

自主規制規則を会員に周知するとともに、資金決済法、関連法令および自主規制規則の遵守状況の調査・指導を行っています。

#### 2 調査・研究

定期的に、前払式支払手段の 発行・利用状況や、資金移動業 の利用状況を調査し、その結果 をとりまとめて公表しています。

#### **ろ** セミナー・研修会

会員向けに外部講師を招いた関連法令等のセミナーや、協会職員 による資金決済法の実務の研修会等を開催しています。

#### 4 普及啓発・広報

しおりやQ&A、啓発パンフレット等を作成し、資金決済業に係る 普及啓発・広報活動に取り組んでいます。

## 利用者の利益の保護

総務委員会

プリペイドカードや スマートフォン決済

安心・安全で魅力的なサービス開発をする環境づくり

## 7 消費者からの相談窓口を設置

消費者からの相談・苦情の窓口を設置し、利用者の 利益の保護に努めています。

お客さま相談窓口

TEL: 03-3556-6261

午前10時~午後5時(土曜、日曜、祝・休日、年末・年始を除く)

#### 前払式支払手段

前払式支払手段とは、商品券やカタログギフト券、 磁気型やIC型のプリペイドカード、ネット上で利用で きるプリペイドカード等、これらの総称です。

前払式支払手段の発行形態には、事後の届出が必要な「自家型発行者」と事前登録が必要な「第三者型発行者」があります。



# 

(HOSPTAL)

自主規制委員会

0000

ネット上で

プリペイドカード決済

SUPER MARKET

#### 資金移動業

資金移動業とは、銀行等以外の事業者が行う送金 などの為替取引業務のことです。

HOTEL

政策委員会

カタログギフト券

資金移動業は、送金額に応じ「第一種」「第二種」 「第三種」の3つの種別が設けられ、それぞれの種別 に対し規制が規定されています。(令和3年施行)



## 入会のご案内

前払式支払手段の発行の業務および資金移動業に係る実務者支援を行っております。

#### 商品券やプリペイドカード等、 **前払式支払手段**の発行を検討している方

商品券・プリペイドカード 発行者には、情報の提供義務が 生じます。

当協会のウェブサイトでは、 会員に代わって一部の情報に ついて利用者保護のための情報 提供を行うことができます。 協会が利用者保護のための 情報提供を行います。



#### 銀行等以外の事業者で、**資金移動業**を 営むことを検討している方

資金移動業者は裁判外紛争 解決制度(金融ADR)の適用対 象です。

当協会の会員は、協会と三 弁護士会の協定を利用し、苦情 処理・紛争解決を図ることが できます。

#### 会員は金融ADR制度を 利用できます。



#### 社内態勢の整備に有用な「社内規程モデル/電子版」を会員限定でご提供

資金決済業を営むには、社内態勢の整備が必要です。

協会では、法令・事務ガイドラインの各項目に対応した社内規程モデルを会員に提供しています。会員は社内規程モデルを参考にして、社内態勢の整備を行うことができます。

■社内規程モデル「前払式支払手段編」

■社内規程モデル「資金移動業編」

#### 実務者バイブルとして当協会の「しおり」を会員特別価格でご提供

#### ■前払式支払手段発行のしおり

#### 主要INDEX

- ・資金決済法「前払式支払手段」の概要
- ・ 自家型発行者の届出手続等・第三者型発行者の登録手続等
- ・利用者の保護等に関する措置・発行保証金の供託等
- ·報告·監督等·雑則·罰則等

#### ■資金移動業のしおり

#### 主要INDEX

- 資金決済法 「資金移動業」 の概要
- ・資金移動業の登録手続等
- ・履行保証金の供託等
- •滞留規制
- ·報告·監督等·雑則·罰則等

#### 実務者を支える「法律Q&A」を会員限定でご提供

#### ■資金決済に関する法律Q&A「前払式支払手段編」 幸要INDEX

- ・前払式支払手段の定義と適用除外
- ・ 自家型前払式支払手段と第三者型前払式支払手段
- ・法の適用を受けない前払式支払手段
- •自家型前払式支払手段の届出と第三者型前払式支払手段の登録
- ・変更届出書・情報の提供・発行保証金の供託等
- ・保有者に対する前払式支払手段の払戻し
- ・帳簿書類関係・報告書の提出・基準日に係る特例・事業承継
- ・発行保証金の還付・税務・その他
- ■犯罪による収益の移転防止に関する法律O&A

#### ■資金決済に関する法律Q&A「資金移動業編」 主要INDEX

- ・資金移動業の定義・登録・認可・変更届
- ・未達債務の額等の計算・履行保証金
- ・履行保証金の還付手続き
- ・廃止の届出等・委託・利用者保護措置
- •滞留規制
- ・反社会的勢力との関係遮断やマネー・ローンダリング規制等
- 帳簿書類
- ・報告書の提出等・その他
- ■外国為替及び外国貿易法等Q&A

#### 対面・オンライン・電話・メール等の実務者サポート

#### ■登録・届出、報告等に係る 相談、指導

前払式支払手段・資金移動業 の登録前・登録後の届出・報告 等の実務をサポートしています。

#### ■セミナー・研修会の開催

会員向けに外部講師を招いた 関連法令等のセミナーや、協会 職員による資金決済法の実務の 研修会等を開催しています。

#### ■関係官庁との協議・意見 提出等

関係官庁との協議への参加や 協会を通じたパブリックコメン ト等の提出が可能です。

#### ■決済協速報の配信

関連法令に関する最新情報、 行政庁からの周知事項等を会員 に配信しています。

#### 会費について

会員は、第一種会員(資金決済業者)、第二種会員(資金決済業への参入予定者等)、第三種会員(賛助会員)の3種です。 入会金と年会費は次のとおりです(両方の資金決済業を営む第一種会員は高い方が優先されます)。

会員種別		前年度発行額	入会金	会費の額
	前	1,000億円以上	200,000円	1,680,000円
	払	500億円以上1,000億円未満		900,000円
	支	300億円以上500億円未満		648,000円
		100億円以上300億円未満		552,000円
	前払式支払手段発行者	50億円以上100億円未満		324,000円
	_ 元 一 行	10億円以上50億円未満		300,000円
	者	10億円未満		276,000円
第一種会員		前年度取扱件数	入会金	会費の額
		1,000万件以上	200,000円	1,680,000円
	資金移動業者	500万件以上1,000万件未満		900,000円
		300万件以上500万件未満		648,000円
		100万件以上300万件未満		552,000円
	者	50万件以上100万件未満		324,000円
		10万件以上50万件未満		300,000円
		10万件未満		276,000円
第二種会員		<del>-</del>	200,000円	180,000円
第三種会員		_	_	(1口) 500,000円

#### 入会の手続

入会ご希望の場合は、まずお問い合わせをお願い します。

会社概要、予定業務の概要、財務諸表、登記簿等 をご持参ください。



ご面談・ヒアリング

ご面談後に入会申込書と 必要書類をご提出いただ きます。



入会申込書

ご提出書類をもとに事務 局審査を行います。



事務局審査

理事会での承認

事務局審査後に理事会 での決議で正式承認と なります。



入会後は、会員限定の各種資料と実務者サポートをご利用ください。

#### 協会の活動

協会は、資金決済業(前払式支払手段の発行の業務および資金移動業)の健全な発展と利用者の利益の保護を図ることを目的とした自主規制団体で、資金決済法により認定された「認定資金決済事業者協会」です。その実効性を確保するための業務を行っています。

協会では、資金決済法に基づき、前払式支払手段発行者の届出・登録等について解説した「前払式支払手段の発行のしおり」、 資金移動業の登録等について解説した「資金移動業のしおり」を 販売しています。また、ウェブサイト上で、Q&Aなど役立つ情報を 提供しています。



### 一般社団法人日本資金決済業協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目8番11号 飛栄九段ビル7階 **TEL O3-6272-9255 URL https://www.s-kessai.jp** 午前9時30分~午後5時30分(土・日・祝・休日、年末、年始を除く)